

平成27年 多賀城市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 会議の年月日 平成27年3月23日(金)
- 2 招集場所 市役所3階 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子
委員 今野 喜弘 教育長 菊地 昭吾
- 4 欠席委員 委員 樋渡 奈奈子
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 大森 晃
学校教育課長 高砂 弘之
生涯学習課長 武者 義典
文化財課長 郷右近 正晃
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 6 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 7 開会の時刻 午後5時
- 8 議事日程
日程第1 前回会議録の承認について
日程第2 会議録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議 事
臨時代理事務報告第3号 財産の取得の変更の議案に対する意見について
臨時代理事務報告第4号 和解及び損害賠償の額の決定の議案に対する意見について
臨時代理事務報告第5号 平成26年度多賀城市一般会計補正予算(第8号)に対する意見について
臨時代理事務報告第6号 平成27年度多賀城市一般会計補正予算(第1号)に対する意見について
議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について
議案第9号 多賀城市教育委員会の教育長及び職員の営利企業等の従事制限についての許可基準について

議案第10号 職員の人事について

日程第5 その他

委員長

ただいまの出席委員は4名であります。樋渡委員からは欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回定例会を開会します。

なお、本日の議案は先に配布されたとおりですが、お手元にありますように追加議案がございますので、よろしく願いいたします。

日程第1 会議録の承認について

委員長

先ず、前回定例会及び第2回臨時会の会議録について、承認を求めます。

会議録については、事前にお配りをいたしておりますので、本日は朗読を省略します。前回定例会及び第2回臨時会の会議録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議がないものと認め、前回定例会及び第2回臨時会の会議録については、承認されました。

日程第2 会議録署名委員の指名について

委員長

続きまして、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、委員長において菊池すみ子委員、今野委員を指名します。よろしく願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

委員長

これより、本会議に入ります。事務事業等の報告について、教育長の説明を

求めます。

教育長

はい。諸般の報告をいたします。平成27年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係、3月12日、第2回教育委員会臨時会を行いました。議案は、「教育財産の取得の変更について」でした。なお、本案件につきましては、3月26日に開催される第2回市議会臨時会に提案される予定です。

学校教育課関係、市立学校の卒業式は、3月7日に中学校、3月18日に小学校で執り行われ、小学生586名、中学生609名が卒業しております。

平成27年度の入学式は、小・中学校とも4月8日に執り行われます。

教職員の異動につきましては、市内での異動を含めて、転出が50名、転入が51名となっております。そのうち、中学校長2名が退職、小学校長3名と中学校長1名が転任となっております。

生涯学習課関係、2月27日から3月1日まで「文化センターまつり」が開催され、延べ2,083人の入場者がありました。展示で22団体、舞台発表で23団体が日ごろの活動成果を発表しました。また、3団体の体験コーナーでは、「見て、聞いて、体験して、楽しむ」催しに多くの市民が参加しました。

2月27日、春の選抜高校野球大会出場を決めた仙台育英学園高等学校の選手が挨拶のため来庁しました。

2月28日、「多賀城市体育協会全体研修会」が市民活動サポートセンターで開催され、パネルディスカッションと交流会に約40名の参加がありました。

3月3日、「社会教育振興員会議」を中央公民館で開催し、各行政区での取り組み事例の紹介と情報交換を行いました。

同日、「大伴家持顕彰会万葉楽習会」が開催され、大伴家持の生涯について東北学院大学の熊谷公男教授が講話を行い、40名の参加がありました。

3月5日から19日まで日程で、4月1日から運用を開始する「施設利用システム説明会」を市内の社会教育施設4か所で8回開催しております。

3月10日、「図書館協議会」及び「社会教育委員会」を開催し、「市立図書館移転業務の進捗について」各委員に報告しました。

3月14日、「生涯学習100年構想実践委員会あすなる教室」の閉講式が開催されました。

3月14日、15日の両日、「大代地区公民館まつり」が開催され、作品展示や舞台発表のほか、元ベガルタ仙台の清水秀彦監督による講演会に約400人の市民が参加しました。

3月16日、「スポーツ振興員・スポーツクラブ会員合同研修会」が開催され、約40名が参加しました。

3月18日、「スポーツ推進審議会」が開催され、これからのスポーツ推進の指針となる「スポーツ推進計画」について審議しました。

同日、「子ども読書活動推進会議」が開催され、推進計画に係る進行状況の報告と情報交換を行いました。

文化財課関係、3月4日、多賀城八幡小学校において6年生を送る会が開催され、3年生が鹿踊を披露しました。多賀城八幡小学校で鹿踊りの体験学習が始まったのは、現在の6年生が3年生の時のことです。以来、毎年3年生が総合的な学習の時間に鹿踊りを学んできました。今年は約半年間、鹿踊保存会の指導を受けてきた成果が発揮され、送る会にふさわしい踊りとなりました。

3月17日、第5回多賀城南門等復元整備検討委員会議を開催し、教育長、副教育長、文化財課長及び担当者が出席いたしました。多賀城南門の平面規模及び復元遺構期について、審議が行われました。

平成27年3月23日提出、教育長。以上でございます。

委員長

ただいまの教育長の事務事業等の説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務報告第3号 財産の取得の変更の議案に対する意見について

委員長

次に、臨時代理事務報告第3号財産の取得の変更の議案に対する意見について、教育長の説明を求めます。

教育長

臨時代理事務報告第3号財産の取得の変更の議案に対する意見について、それぞれ担当課長から説明いたします。

副教育長

臨時代理事務報告第3号財産の取得の変更の議案に対する意見について、ご説明いたします。資料の3ページになりますが、このことについて、市長から意見を求められ、3月18日に、別紙のとおり回答したので、報告する、とい

うものです。別紙は、次の4ページにあります。異議ない旨、回答しております。

5ページからの資料をご覧ください。これからご説明する議案の内容ですが、3月26日に開催される予定の市議会臨時会に提案される予定です。

それでは、生涯学習課長から、内容をご説明いたします。

生涯学習課長

本議案につきましては、多賀城駅北側に建設される再開発ビルA棟内に移転予定の市立図書館の建物等の取得にかかる案件です。本案につきましては、以前、平成26年5月の第5回定例会でご承認いただき、同年6月の第2回市議会定例会において既に議決をいただいている案件ですが、その後の事務手続きにおいて施設規模の変更や工事費等の増額があったため、再度財産取得要件の変更をするものでございます。

それでは、まず1の取得する財産の変更ですが、(1)の種別ですが、変更前は多賀城市立図書館としておりましたが、建設負担金に什器備品等の整備を含めたことにより、変更後は括弧書きで追加表記しているものでございます。

次に、(2)の建物構造については、鉄骨造地下1階付き3階建となります。

次に、(3)延べ床面積のア専用部分ですが、変更前3,171.95平方メートルでしたが、170.35平方メートル増加し変更後は3,342.30平方メートルとなっております。

この主な要因は、関係資料の9ページをご覧ください。A3版の図面ですが、まず、右下にある凡例で示す増加箇所として、赤枠で黄色に塗られている部分の児童書コーナーが以前の配置計画からL型に大きく増床しております。

また、減少部分については西側に計画している避難階段、これは10ページ、11ページで確認していただければ、3階までの部分になりますが、それと同じく3階まで東側の電気や水周りのパイプスペースなどが主なものとなっております。

次に、イの共用部分については、変更前の561.45平方メートルに対し、変更後は、1,662.67平方メートルとなりましたが、これは効率的な利活用を前提にしたものと区分所有法に基づく条件等を整理した結果の変更でございます。

6ページをお願いします。次に、2の建設予定地につきましては、多賀城市中央二丁目地内となっております。

3の取得価格ですが、変更前9億1,237万円対し9億1,626万7千円を増額し、変更後は18億2,863万7千円となっております。この増額については、こちらも第1回定例会において補正予算の説明の際に、ご説明申し

上げておりますが、資料7ページの1の取得価格の変更内訳をご覧いただきたいと思います。

その増額の要因を申し上げます。施設規模の増加及び工事費等の増額によるものが、5億1,505万6,000円、什器備品整備による増額が4億121万1,000円で、合計で9億1,626万7,000円となっています

6ページの4をご覧ください。取得の相手方につきましては、宮城県多賀城市東田中二丁目40番32の1002号多賀城駅北株式会社となっております。

なお、7ページには再開発ビルA棟の事業、敷地、建物の概要について記載しておりますので参考にしてください。また、8ページには取得する財産の延床面積の変更前と変更後、その増減について表にまとめておりますのでご参考にさせていただければと思います。

以上で説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。よろしいですか。

(質疑なしの声あり)

委員長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第1号を承認します。

臨時代理事務報告第4号 和解及び損害賠償の額の決定の議案に対する意見について

委員長

次に、臨時代理事務報告第4号和解及び損害賠償の額の決定の議案に対する意見について、教育長の説明を求めます。

教育長

臨時代理事務報告第4号和解及び損害賠償の額の決定の議案に対する意見について、担当課長から説明いたします。

副教育長

臨時代理事務報告第4号和解及び損害賠償の額の決定の議案に対する意見について、ご説明いたします。

資料の14ページになりますが、このことについて、市長から意見を求められ、3月18日に、別紙のとおり回答したので、報告する、というものです。別紙は、次の15ページにあります。異議ない旨、回答しております。

16ページからの資料をご覧ください。これからご説明する議案の内容ですが、3月26日に開催される予定の市議会臨時会に提案される予定です。

それでは、学校教育課長から、内容をご説明いたします。

学校教育課長

臨時代理事務報告第4号関係ですが、16ページの資料、それから関係資料で、事故の概要、その後の経過、損害賠償額の内容などについてご説明いたします。

はじめに、17ページ関係資料をご覧ください。

事故の発生は、平成15年7月16日午後4時30分頃で、多賀城市立高崎中学校のバドミントン部の部活動の休憩時間に、第2学年女子部員がラケットで打ったシャトルコックが、当時、第1学年であった相手方の右目に当たり、相手方は、右眼球打撲、右眼前房出血、両高眼圧症及び続発性緑内障の損害を負ったものです。

本件事故については、指導の状況や生徒の発達段階から、学校側の管理不足に起因した事故で、学校業務遂行上の過失によるものと判断しております。

事故後の経過ですが、右眼の治療については、スポーツ振興センターの保険の適用を受け、約10年間に渡り市内眼科医院及び仙台医療センターに通院し、点眼薬の処方を受けていました。費用は、毎月かかる医療の自己負担分3割に対して、4割の支払いを行っておりました。

平成25年6月4日に市内の眼科医院で受診した際には、右眼の矯正視力が1.5であり、視力障害や調整機能や運動機能障害がないこと、視野障害や眼球の障害、さらにまぶた、まつげの障害もなく、症状が固定していることが診断結果として出されました。

事故発生から10年が経過し、スポーツ振興センターからの治療関係経費に係る給付が終了したことに伴い、全国市長会学校災害賠償補償保険の取扱い会社を通し、相手方の了解を得た上で、相手方の治療の必要がなくなっていた状況を確認しました。

この診断結果をもとにして全国市長会の保険について、補償額の算定に入り、平成27年1月15日に、相手方から交渉の委任を受けた相手方の父に対し、損害額76万4,319円からスポーツ振興センターの治療費及び治療関係費を差し引いた51万1,000円の損害賠償額を提示しました。

その際、相手方から、今後本件事故に起因する後遺障害等の損害が発生した場合は、別途協議を行う旨、要望がありました。それを受け、本市の顧問弁護士に、相手方の要望にかかる文言を和解文書に盛り込むことについて、法的に問題がないことを確認しました。平成27年2月23日、相手方に対し、本議

案の和解内容及び損害賠償の額を提示し、同意を得ました。

なお、ただいまご説明した、損害賠償額に関する予算につきましては、今回の臨時議会の補正予算で要求する予定でございます。

以上で、説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第4号を承認します。

臨時代理事務報告第5号 平成26年度多賀城市一般会計補正予算(第8号) に対する意見について

委員長

次に、臨時代理事務報告第5号平成26年度多賀城市一般会計補正予算(第8号)に対する意見について、教育長の説明を求めます。

教育長

臨時代理事務報告第5号平成26年度多賀城市一般会計補正予算(第8号)に対する意見について、担当課長から説明いたします。

副教育長

臨時代理事務報告第5号平成26年度多賀城市一般会計補正予算(第8号)に対する意見について、ご説明いたします。

資料の21ページになりますが、このことについて、市長から意見を求められ、3月18日に、別紙のとおり回答したので、報告する、というものです。別紙は、次の22ページにあります。異議ない旨、回答しております。

23ページからの資料をご覧ください。こちらの資料で内容をご説明いたします。なお、これからご説明する議案の内容ですが、3月26日に開催される予定の市議会臨時会に提案される予定です。

それでは、25ページをお願いします。一番下に、一般会計予算の歳出合計額が出ておりますが、歳入歳出とも、補正額としまして、77億8,520万1,000円を増額し、総額で449億2,343万9,000円とするものでございます。

この表の、2款の総務費の中に、生涯学習課関係の予算が含まれているものです。内容につきましては、後ろの資料で、生涯学習課長から、順にご説明い

たします。

生涯学習課長

はじめに、資料の31ページをお願いします。2款1項22目地方創生先行型事業費で5,902万4,000円の計上です。

これは、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策で地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する有料施策等に対し国が支援する交付金で、全国で1,400億円、宮城県内市町村分としては17億9,400万円、うち多賀城市分として5,902万4,000円が交付されるもので、対象事業は全体では8事業となりますが、説明欄の生涯学習課関係では1のデジタルミュージアム創設事業として1,500万円を計上するものです。

本事業の目的でございますが、万葉の歌枕の地でもある本市に対し、万葉を題材に数多くの作品を残した故日下常由画伯のご家族から363点にのぼる油絵の寄贈がありました。それらの作品について歴史教育、芸術文化、観光の振興に活用する取り組みでございます。

事業の概要ですが、まず絵画の分類・整理をし、絵画をデジタル化したうえでホームページからリンクできるデジタルミュージアムを開設します。また、新図書館においては常時鑑賞できるデジタルサイネージの設置と実際の絵画を一部展示する際のパネルや照明等の備品の整備、その他デジタルミュージアムのDVD化や観光用のパンフレット作成を計画しており委託費としまして、1,498万円、その他消耗品費として2万円の総額1,500万円としております。事業期間につきましては平成27年4月から平成28年3月までを予定しております。

26ページをお願いします。第2表の繰越明許費ですが、表の総務費の2段目、本事業を包括する地方創生先行型事業費5,902万4,000円ですが、全額来年度への繰越となります。以上で歳出の説明を終わります。

29ページをお願いします。14款2項5目6節の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金で説明欄2の地方創生先行型交付金ですが、5,902万4,000円の計上です。内容につきましては歳出で説明した事業の全体予算となります。

以上で平成26年度一般会計補正予算第8号の説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第5号を承認します。

臨時代理事務報告第6号 平成27年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）に対する意見について

委員長

次に、臨時代理事務報告第6号平成27年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）に対する意見について、教育長の説明を求めます。

教育長

臨時代理事務報告第6号平成27年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）に対する意見について、担当課長から説明いたします。

副教育長

臨時代理事務報告第6号平成27年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）に対する意見について、ご説明いたします。

資料の33ページになりますが、このことについて、市長から意見を求められ、3月18日に、別紙のとおり回答したので、報告する、というものです。別紙は、次の34ページにあります。異議ない旨、回答しております。

35ページからの資料をご覧ください。こちらの資料で内容をご説明いたします。なお、これからご説明する議案の内容ですが、3月26日に開催される予定の市議会臨時会に提案される予定です。

それでは、37ページをお願いします。一番下に、一般会計予算の歳出の合計額が出ておりますが、歳入歳出とも、補正額としまして、41億334万4,000円を増額し、総額で332億2,334万4,000円とするものでございます。

同じ表に、10款教育費がございますので、ご覧ください。下から2行目ですが、教育費の予算額については、1項の教育総務費になりますが、51万1,000円を増額するもので、補正後の予算額は、教育費合計では、45億4,689万2,000円となるものでございます。

内容につきましては、後ろの資料で、学校教育課長から、順にご説明いたします。

学校教育課長

44ページをお開きください。10款1項2目事務局費でございます。説明欄の学校教育課関係ですが、さきほど臨時代理事務報告第4号でご説明いたしました学校管理下事故賠償金51万1,000円を増額補正でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

41ページをお開きください。20款5項2目雑入でございます。説明欄の学校教育課関係、1損害賠償保険金等として51万1,000円の増額補正でございます。

以上で平成27年度多賀城市一般会計補正予算第1号に係る説明を終わらせていただきます。

委員長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第6号を承認します。

議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について

委員長

次に、議案第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について、教育長の説明を求めます。

教育長

議案第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について、副教育長から説明させます。

委員長

副教育長。

副教育長

議案第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について、ご説明いたします。

このことについて、別紙のとおり改正するものです。1月定例会の際に、教育委員会制度改正の関係の、関係条例の改正の説明をし、承認を受けておりますが、今回は、関係する規則の改正ということになります。

46ページから53ページまでが、規則の改正案になります。改正内容につきましては、改正する規則が、6つありますが、6つの規則を各条ごとに改正しています。

46ページをご覧ください。第1条で、多賀城市教育委員会会議規則の一部改

正です。48ページをご覧ください。第2条で、多賀城市教育委員会傍聴人規則の一部改正です。第3条で、多賀城市教育委員会公告式規則の一部改正です。第4条で、多賀城市教育委員会組織規則の一部改正を行っています。

49ページをご覧ください。第5条で、教育長に対する事務委任等規則の一部改正、50ページをご覧ください。第6条で、多賀城市教育財産管理規則の一部改正です。以上のように、6つの規則の改正を行うものですが、改正内容につきましては、改正案文ではわかりにくいところもありますので、後ろのページにある新旧対照表でご説明いたします。

また、規則の施行時期については、平成27年4月1日になりますが、これは、条例改正の際にもご説明しましたとおり、現在の教育長の、教育委員としての任期が満了するまでは、教育長は従前の例により在職し、委員長も在職するということとなります。

現在の菊地教育長の教育委員としての任期は、平成28年9月30日までです。それまでの間は、これまでどおりの教育長が在職し、委員長も引き続き在職するということとなります。その期間については、今回の改正による改正後の規則ではなく、今回の改正による改正前の規則が、これまでどおり効力を有するということとなります。

改正内容について、ご説明いたしますので、54ページをご覧ください。

第1条の、多賀城市教育委員会会議規則の一部改正ですが、条文の順に、改正内容をご説明いたします。

目次の第4章で、会議録を議事録に改正するものですが、議事録という言葉が、法律上規定されたことから、議事録に改めるものです。

第1条の第15条を第16条に改めるものは、法律改正に伴い、条文にずれが生じたことによるものです。

第2条は、委員長を教育長に改正するものですが、これは委員長と教育長が一本化されるという法律改正に伴うものです。

第3条ですが、委員を、教育長及び委員に、改めるものですが、これは教育長が教育委員の中から選ばれていたのがこれまでの制度ですが、教育長は教育長として市議会で選任されることとなりますので、教育長及び委員に改めるものです。第3項は、委員長を教育長に改めるものです。

第4条ですが、第4木曜日を第4水曜日に改めるものですが、これは、現在の取扱いにあわせて改正するものです。その他は、委員長を教育長に改めるものです。

第5条ですが、委員を、教育長又は委員に改めるものです。これは、第3条と同じ理由による改正です。また、第3項につきましては、委員長を教育長に

改め、文言の整理を行ったものです。

第7条につきましては、会議録を議事録にあらためる改正です。

第8条から次のページの第15条までは、委員長を教育長に改める改正です。

第16条は、委員長を教育長に改めるとともに、一部文言の整理を行ったものです。

第18条は、委員長を教育長に改めるものです。

第20条は、これまでの第20条と第21条を併せて、文言を整理したものです。

第21条は、会議録を議事録にあらため、委員長を教育長に改めるものです。

第22条は、新たに加えるものですが、議事録を事務局に備え付け、一般の利用に供すること、インターネットその他の方法で公表することを規定したものです。

なお、議案資料と議事録の公表につきましては、現在すでに市のホームページで公表しておりますので、これを規定上整理したものになります。

第23条から第25条までは、委員長を教育長に改めるものです。

58ページをご覧ください。第2条の、多賀城市教育委員会傍聴人規則の一部改正ですが、第2条は、委員長を教育長に改めるものです。

第4条は、傍聴できない者を規定していますが、これまでの限定列举から、その他議事の運営に支障を及ぼすと認める者を加えまして、より厳密に運用するというものです。

第5条は、この条文を追加するものですが、内容としましては、写真の撮影等の制限です。これまで、写真の撮影、録音、録画、放送等について、規定がなかったことから、教育長の許可を受けた場合でなければできない旨、定めるものです。

新しい第7条は、教育長はその行為を制止し、を加えるものですが、これまでは退場を命ずる規定しかなかったのですが、すぐに退場ということではなく、行為を止めることを規定するものです。

次のページになりますが、第3条は、多賀城市教育委員会公告式規則の一部改正ですが、これは、法律の改正に伴う条ずれを改正するものです。

次のページをご覧ください。第4条は、多賀城市教育委員会組織規則の一部改正ですが、第3条の改正は、法律条文の改正に伴う、改正になります。

第15条第4項を削る規定ですが、これまでは、教育長が不在の場合は、副教育長がその職務を代理することになっておりましたが、今回の法律改正で、教育長が不在の場合は、あらかじめ教育長が指名する教育委員がその職務代理することとなりましたので、この第4項の規定を削除するものでございます。

次のページをご覧ください。第5条は、教育長に対する事務委任等規則の一部改正ですが、第1条は、法律の改正に伴う条ずれの改正です。

第3条は、第2項を削っておりますが、これは、この削った部分を第6条にまとめる改正を行っております。

第4条は、改正後は教育長が教育委員会の会議を主宰することになりますので、第1項は、指示を受けなければならない、という規定を、協議しなければならないという規定に改めるものです。第3項を削っていますが、これは、第6条にまとめて規定しているものです。

第5条第2項の改正は、文言の整理を行ったものです。

第6条は、新たに追加する条文ですが、これは教育委員会に報告する項目について定めているものです。この条文に規定されている項目につきましては、今回の法律改正で、特に法改正の趣旨の中にも明確に規定されているものでございます。

第1号は、重点的施策の推進の関係、第2号は、児童生徒の生命身体に被害が生じ、または被害が生ずるおそれのある緊急の場合、第3号は会議で特に報告を求められた場合、第4号は教育長が臨時代理し、専決し、委任された事務のうち特に重要なものということでございます。それぞれ各号ごとに、報告すべき会議の時期についても規定されております。第7条は条ずれでございませぬ。

第6条は、多賀城市教育財産管理規則の一部改正ですが、これは、法律の条文改正に伴う、所要の改正を行うものです。

資料の50ページにお戻り下さい。附則です。この規則の施行日ですが、附則にありますとおり、平成27年4月1日になります。

また、附則の第2項から第6項までは、経過措置になります。これらの附則の内容は基本的には同じ内容になりますが、この50ページの下から4行目から3行目にかけて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、という規定があります。

これはどういう内容かといいますと、これまで制度改正の内容をご説明する中で何度かお話ししてきましたが、現在の教育長の、教育委員としての任期が満了するまでは、教育長は従前の例により在職し、委員長も在職するというようになります。現在の菊地教育長の教育委員としての任期は、平成28年9月30日までですので、それまでの間は、これまでどおりの教育長が在職し、委員長も引き続き在職するというようになります。

今回の規則の附則の経過措置では、ただ今説明した期間については、今回の

改正による改正後の規則ではなく、今回の改正による改正前の規則が、これまでどおり効力を有するというのが、その内容でございます。

以上で、説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。法律の改正に伴う、文言の整理が主なものということです。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第8号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

委員長

異議がないものと認め、議案第8号について原案のとおり決定します。

議案第9号 多賀城市教育委員会の教育長及び職員の営利企業等の従事制限 についての許可基準について

委員長

次に、議案第9号多賀城市教育委員会の教育長及び職員の営利企業等の従事制限についての許可基準について、教育長の説明を求めます。

教育長

議案第9号多賀城市教育委員会の教育長及び職員の営利企業等の従事制限についての許可基準について、副教育長から説明させます。

委員長

副教育長。

副教育長

議案第9号多賀城市教育委員会の教育長及び職員の営利企業等の従事制限についての許可基準について、ご説明いたします。

このことについて、別紙のとおり制定するものです。資料の63ページになりますが、これまでも、職員が営利企業等に従事する場合は一定の制限がございました。この職員の関係につきましては、これまでと変わりはありませんが、この制限の対象に、今回の法律改正に伴い、新しい制度の教育長も対象になるというのが、この訓令の内容でございまして、教育長に関する規定を加えるものでございます。

教育長が営利企業に従事する場合、これは、いくつかの場合がありますが、法律上では、3つの例がありまして、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社などの役員等になる場合、自ら営利を目的とする私企業を営む場合、または、報酬を得て事業や事務に従事する場合がありますが、それらの3つの場合に、許可の申請をしたときには、この訓令の第1号から第3号までに該当する場合以外は許可されるというものです。

第1号は、勤務時間その他の事由により、職務の円滑な遂行に支障をおよぼすおそれがある場合、第2号は、その営利企業等が職員の職、及び勤務する機関と密接な関係にあつて職務の公正な遂行に支障をおよぼすおそれのある場合、第3号は、その営利企業等の事業又は事務の性質上、従事することが適当でない場合、ということになります。

この訓令の施行日ですが、附則にありますとおり、平成27年4月1日になります。また、経過措置があります。この附則の経過措置ですが、これは議案第8号の経過措置と、同じ内容になりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、という規定があります。

現在の教育長の、教育委員としての任期が満了するまでは、教育長は従前の例により在職し、委員長も在職するということになります。その場合には、今回の経過措置では、ただ今説明した期間については、今回の訓令の内容ではなく、教育長に関する改正部分は除いた適用になるというものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第9号について御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

委員長

異議がないものと認め、議案第9号について原案のとおり決定します。

議案第10号 職員の人事について

委員長

当初の案件については以上ですが、引き続き追加提案のあった議案第10号を議題とします。本件については、人事案件ですので、秘密会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議がないようですので、これより秘密会といたします。それでは、関係課長以外は、暫時、退場願います。

(学校教育課長、生涯学習課長、文化財課長 退室)

(秘密会の会議録については、別途作成)

(学校教育課長、生涯学習課長、文化財課長 入室)

日程第5 その他

委員長

次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたらお願いします。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。これをもって、多賀城市教育委員会第3回定例会を終了いたします。

午後5時57分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成27年4月21日

多賀城市教育委員会

委員長

印

委員

印

委員

印